

経済産業省
環境省告示第二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十二日

経済産業大臣 海江田万里

環境大臣 松本

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第一項の規定による登録であつて、同法第十二条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定災害区域」という。）に事業所を有する者	平成二十三年八月三十一日

<p>を失うもの</p>	<p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二十五条第一項の規定による許可であつて、同法第二十七条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定災害区域に事業所を有する者</p>	<p>特定災害区域に事業所を有する者</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定災害区域に事業所を有する者</p>	

<p>する法律五十三条第一項の規定による登録であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>者</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定災害区域に事業所を有する者</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を</p>	<p>特定災害区域に事業所を有する者</p>

失うもの